

助成金を利用して賃金体系制度を見直しませんか？

雇用保険から助成されるもので、返還の必要はありません。助成金を使って、制度導入費用がすべて賄えます。

職場定着支援助成金のご案内

雇用管理制度（評価・処遇制度、研修体系制度、健康づくり制度、メンター制度）の導入に対して、助成されるもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保を図ることを目的としています。農業は重点分野関連事業とされており、この助成金の対象となっています。これを機会に、賃金制度の再考、整備、構築、または研修体制を見直しませんか？



計画、申請、提案、実行、すべて私（社労士）にお任せ下さい。

1 現状を分析、相談、必要な制度をご提案

今の賃金体系、決定や労働者の処遇に対して、問題点はないですか。例えば、昇給させる幅であったり、昇給させる根拠であったり。場当たりに賃金を決めるのではなく、これを機会に体系整備を。

2 就業規則・賃金規程の作成

制度の導入には、就業規則・賃金規程は不可欠。もちろん、その作成も承ります。就業規則を作成しておくことは、職場のルールを確立させることとなります。

3 実は費用負担が「0」になります。

* 評価・処遇制度＋研修制度等二つの制度を導入される場合、費用は50万円となります。

賃金体系の整備（30万の費用）となりますが、制度導入時に10万円、離職率目標達成時に60万円が支給されることとなりますので、実質「0」負担。というより、体系整備、就業規則作成しても40万円受給できるということです。

4 もちろん、その後のフォローもいたします。

弊所報酬規程による基本契約（月1万円）をいただければ、その後のフォロー（労務に関するご相談、助言、アドバイス等）をさせていただきます。

評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度各制度導入で

• 各10万円

離職率目標達成（計画流量後1年後に）

• 60万円

詳しくは、おたずねください。

〒601-8136

京都市南区上鳥羽岩ノ本町52 橋本将詞社会保険労務士事務所

075-693-6757

090-3035-2219

sr.hasimoto@gmail.com